

(様式4)

誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県立城ノ内中等教育学校長 殿

申 請 者 住 所

(借受人)

名 称

氏 名

教育財産（ 庁舎等）の貸付けを受けるに当たり、下記に記載した事項のいずれにも該当いたしません。

なお、借受期間を通じて契約内容を遵守し、借受財産を適正に管理することを誓約いたします。

- (ア) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)
第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその役職員又は構成員
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第6号に
規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密
接な関係を有する者
- (ウ) 破産者で復権を得ない者
- (エ) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、当該契約締結に関して同意権付与の審判を受
けた被補助人及び任意後見契約を締結し当該契約締結に関して委託している者で任意
後見監督人が選任されている者。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、
当該契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事
再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。
ただし、当該申立てがなされている者であっても、更生計画又は再生計画の認可の決
定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (カ) 公有財産の使用許可又は貸付け等を受け、その際、使用許可を取り消され、又は契
約違反を行ったことのある者
- (キ) 受付期間初日から過去1年以内に自動販売機設置にかかる県有財産の有償貸付契約
違反を行ったことのある者
- (ク) 本県の県税又はその延滞金を滞納している者

以上、眞実に相違ありません。